

日本スポーツ歯科医学会
認定マウスガード研修施設の認定に関する規則

第1条 本規則は、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度規則（以下、認定規則）の施行にあたって、認定規則に定められた以外の事項については、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定マウスガード施設（以下、MG研修施設）の認定に関する規則に従って運営するものとする。

第2条 MG研修施設が実施するMG講習会の受講、あるいはMG研修施設が計画提供するMG研修プログラムの履修、もしくはMG研修施設における2年以上の在籍研修経験は、いずれも一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度規則第9条に定める学会MG講習会の受講と同等のものとして認める。

第3条 認定規則第47条に定める申請書類は、以下のとおりとする。

- (1) 研修施設申請書（様式MG-1）
- (2) 研修責任者申請書（様式MG-2）
- (3) 蔵書・備品リスト（任意様式）
- (4) MG講習会開催実績、またはカリキュラム（任意様式）
- (5) MG研修施設認定審査料振込み受領証（写）

第4条 認定規則第47条および第49条に定めるMG研修施設認定審査に係る手数料は以下のとおりとする。既納された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

- (1) MG研修施設認定審査料 1万円
- (2) MG研修施設認定登録料 3万円

第5条 認定規則第47条に定める審査において、必要と認める場合は当該施設を実地調査することができる。

第6条 認定規則第56条に定める資格更新に必要な申請書類一式は、以下のとおりとする。

- (1) 研修施設申請書（様式MG-1）
- (2) 研修責任者申請書（様式MG-2）
- (3) 蔵書・備品リスト（任意様式）
- (4) MG講習会開催実績、またはカリキュラム（任意様式）
- (5) MG研修施設更新審査料振込み受領証（写）
- (6) JASD MG研修施設認定証（写）

第7条 認定規則第56条に定めるMG研修施設更新審査に係る手数料は以下のとおりとする。既納された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

- (1) MG研修施設更新審査料 2万円

第8条 本規則の改廃は、認定委員会および理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本規則は、令和4年12月3日より施行し、令和5年4月1日より適用する。
- 2 本規則適用日時点で認定マウスガード研修施設の指定に関する内規（平成18年7月15日施行）におけるMG研修施設は、本規則上のMG研修施設とみなす。資格有効期間は認定制度規則第50条にかかわらず、従前のものを適用する。
- 3 本規則は、令和5年6月26日より施行する。